

第3回ユニバーサルサービス委員会 議事概要

日時 平成25年6月24日(月) 14:30~14:50
場所 総務省11階 11階会議室
参加者 ユニバーサルサービス委員会
酒井主査、関口委員、東海委員、藤原専門委員、三友専門委員
総務省(事務局)
安藤電気通信事業部長、吉田事業政策課長、
二宮料金サービス課長、海野料金サービス課企画官
内藤料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>① 電気通信事業法施行規則の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書(案)のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。 |
|---|

【主な発言等】

酒井主査：NTT東西から本省令案に基づく新たな料金体系でのOABJ-IP電話の提供予定は提示されていないのか。

事務局：現時点では具体的な案は承知していない。本省令案に基づき、実際に電気通信事業者がサービスを提供する場合には、遅くとも提供の1ヶ月前に届出を行うことになっている。本省令案を適当とする答申を情報通信行政・郵政行政審議会からいただければ、本年7月頃に改正省令の公布・施行が行われ、必要に応じて、その後に提出がされることとなる。

東海委員：本省令案で定める料金水準の光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることについては賛同する。

ソフトバンクグループから提出された意見3では、いわゆるダイヤル回線の基本料の局級区分について認識が示され、同意見の下から4行目で加入電話に相当するIP電話の類型として局級区分を導入する合理的理由はないとされているが、考え方の案において、その意見に対して答えているか。そもそも、光IP電話の料金体系に局級区分を導入するという意図はあるのか。

事務局：省令案においては、光IP電話の提供の区域における加入電話の基本料の額を超えない光IP電話はユニバーサルサービスの対象となるとしている。

ご指摘について、今回の省令案では局級区分を採用するものではないが、日本全国で加入電話の基本料の額は区域ごとに異なっているところ、それぞれの区域における上限を加入電話に相当する光IP電話に適用すると、結果としては、全体で見れば外形的に局級区分を導入しているように見える。それに対する考え方として、加入電話のお客様との公平性を考えれば、PSTNからIP網への移行期においては、そのような料金体系で提供される光IP電話をユニバーサルサービスとすることは、一定の合理性があると考えます。ただし、実際に事業者がどのような料金でサービスを提供するかは現時点ではわからない。

東海委員：考え方としては、あくまでユニバーサルサービスの対象となる料金水準を提示するもの、とすればよいのではないかと。

酒井主査：例えば1級局なら1,600円、3級局なら1,700円のような料金の光IP電話を提供するならば、ユニバーサルサービスの対象となるが、必ずしも当該料金体系を積極的に推奨しているものではないと考えられる。

事務局：お見込みのとおりであり、ご指摘の点に関しては、ご趣旨を踏まえて修正を行うこととしたい。

酒井主査：では、修文については主査・事務局に一任いただき、6月28日（金）に行われる情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会に報告することとする。

以上